

町青少年育成町民の会
令和2年度表彰者

町青少年育成町民の会では、他の模範となる勤労青少年や青少年育成活動者を顕彰しております。本年度は、2名の方が受賞されました。今後、ますます活躍されることを願っています。

優良勤労青少年顕彰



やまうち しおり
山内志織さん

社会福祉法人天寿会
グループホームいたどり

青少年育成活動者等表彰



かわかみ かずこ
川上和子さん

町民生委員児童委員協議会

地区委員長として、長年にわたって安全・安心で事故のない明るい地域づくりに寄与しています。

経験から学んだことを生かし、周りの職員と協働し意欲的に業務に励んでいます。

問い合わせ先：生涯学習課 生涯学習推進グループ ☎85-2020

「マイナポイント」の申し込み期限が延長されます
3年3月までにマイナンバーカードの交付申請を行った方に限り
令和3年3月末まで→同9月末まで

マイナポイントを受け取るには まずはマイナンバーカードを取得しよう！

令和2年9月から国の消費活性化事業として実施されている「マイナポイント」は、当初申込期限が令和3年3月末までとされていましたが、令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方に限り、申込期間が延長となります。マイナポイントの申し込み完了後に、令和3年9月末までに登録した決済サービスをご利用することで、マイナポイントを取得できます。



※不審な電話、メール、手紙、訪問には十分注意をしてください。

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

問い合わせ先：町民課 戸籍グループ ☎82-2674

相続手続きをしていますか？

—空き家の売却や解体処分を進めるために—

近年、本町においても、人口減少や高齢化の影響によると思われる空き家が多数存在します。空き家の発生原因として最も多いのが「相続」によるもので、国土交通省が令和元年に行った空き家所有者実態調査によると、相続を原因とする空き家の割合が55.2%もありました。



空き家を売却・解体しようとした時に、相続手続きを放置しておく、相続人の一部が非協力的であったり、認知症などになり遺産分割の判断ができない状態であったりすると、遺産分割調停や成年後見制度を利用する必要性が生じるなど、相続手続きに時間や費用がかかることになりかねません。



相続手続きは、空き家の所有者を確定させ、その管理責任や処分の権利者を明確にさせる重要な手続きですので、早期に行うことが必要です。

問い合わせ先：建設課 都市住宅グループ ☎82-4215